

【最低制限価格の設定対象契約】

最低制限価格を設けることができる契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

- (1) 設計金額が200万円を超える工事の請負契約
- (2) 設計金額が500万円以上の製造の請負契約

【最低制限価格の算出方法】

- 1 最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額に、100分の99.50から100分の100.50までの範囲内で無作為に抽出して得た数を乗じて得た額とする。
 - (1) 直接工事費の額に100分の92を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に100分の85を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に100分の85を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に100分の63を乗じて得た額
- 2 工事又は製造の請負の性質上前項の規定により難しいものについては、同項の規定にかかわらず、予定価格に100分の75から100分の92までの範囲内で適宜の割合を乗じて得た額を最低制限価格とする。
- 3 前2項の規定により算出した最低制限価格の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

【最低制限価格の算出方法の特例】

- 1 最低制限価格をもって入札を行った結果、当該最低制限価格以上の価格で入札をした者がいないときは、最低制限価格の算出方法により計算した合計額に100分の110を乗じて得た額に、100分の99.50を乗じて得た額をもって最低制限価格とする。
- 2 前項の規定により算出した最低制限価格の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。